

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年5月23日
【会社名】	株式会社フジオフードシステム
【英訳名】	FUJIO FOOD SYSTEM Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤尾 政弘
【本店の所在の場所】	大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
【電話番号】	06(6882)0851(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 佐藤 一郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
【電話番号】	06(6882)0851(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 佐藤 一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債 (第1回新株予約権付社債) 新株予約権付社債 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) (第2回新株予約権付社債)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 499,999,969円 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 999,999,938円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市北区中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年5月14日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部及び同届出書の添付書類である取締役会議事録の一部につき訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）（短期社債を除く。）
- 2 新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）（短期社債を除く。）

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 5 第三者割当後の大株主の状況

添付書類 取締役会議事録 別紙2 第2号議案資料

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

また、訂正済みの取締役会議事録を添付致します。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)]

(訂正前)

償還の方法	<p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(2) 繰上償還事由</p> <p>組織再編行為による繰上償還</p> <p>ホ それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p>() 組織再編成行為</p>
-------	---

(訂正後)

償還の方法	<p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(2) 繰上償還事由</p> <p>組織再編行為による繰上償還</p> <p>ホ それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p>() 組織再編行為</p>
-------	--

(新株予約権付社債に関する事項)

(訂正前)

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(1)号乃至(10)号に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数</p> <p>当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類</p> <p>承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数</p> <p>承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項と同様の調整に服する。</p>
--------------------------	---

(訂正後)

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(1)号乃至(10)号に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項と同様の調整に服する。</p>
--------------------------	---

2【新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)(短期社債を除く。)]

(訂正前)

償還の方法	<p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(2) 繰上償還事由 組織再編成行為による繰上償還 ホ それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。 () 組織再編成行為</p>
-------	---

(訂正後)

償還の方法	<p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(2) 繰上償還事由 組織再編成行為による繰上償還 ホ それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。 () 組織再編成行為</p>
-------	---

(新株予約権付社債に関する事項)

(訂正前)

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(1)号乃至(10)号に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項と同様の調整に服する。</p>
--------------------------	--

(訂正後)

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(1)号乃至(10)号に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項と同様の調整に服する。</p>
--------------------------	--

第3【第三者割当の場合の特記事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Hillcrest, L.P.(ヒルクレ スト・エルピー)	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands	-	-	3,180	5.80%

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Hillcrest, L.P.(ヒルクレ スト・エルピー)	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands	-	-	3,180	5.79%

添付資料 取締役会議事録 別紙2 第2号議案資料

(訂正前)

13. 本新株予約権の内容

(9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。

(訂正後)

13. 本新株予約権の内容

(9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第19項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。